

厚生労働省発基安 1 1 2 1 第 1 号

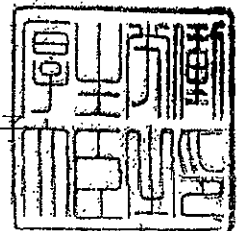
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令案要綱

第一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の廃止

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（以下「特例省令」という。）を廃止すること。

第二 経過措置

特例省令の一部を改正する省令の施行の際（平成二十三年十一月一日）現に原子力災害対策特別措置法第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において電離放射線障害防止規則第七条第一項に規定する緊急作業に従事する放射線業務従事者であつて、この省令の施行の日において当該緊急作業に従事する間に受けた実効線量が百ミリシーベルトを超えるもののうち、当該緊急作業に欠くことのできない高度の専門的な知識及び経験を有するもので、後任者を容易に得ることができないものが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその

周辺の区域のうち、線量が一時間につき〇・一ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、①原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行う場合、②原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制し、又は防止するための機能を維持するための作業を行う場合については、平成二十四年四月三十日までの間は、特例省令の規定は、なおその効力を有するものとする。

第三 その他

一 この省令は、公布の日から施行するものとする。

二 その他所要の整備を行うものとする。

※ 公布及び施行の日は、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 当面のロードマップ（改訂版）」（平成二十三年十月十七日原子力災害対策本部政府・東京電力統合対策室）において示されている原子炉が安定的な冷温停止状態を達成するための工程であるステップ2の終了の日とする。